

国民年金からの お知らせ

平成30年度

納付 ▶ 国民年金保険料額

月額 16,340円 (平成29年度から150円引き下げ)
※保険料は、まとめて前払い(前納)することで割引が受けられます。

受給 ▶ 老齢基礎年金額

年額 779,300円 (昨年度から据え置き)
※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

受給 ▶ 障害基礎年金額

年額 1級 974,125円 (昨年度から据え置き)
2級 779,300円
※18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子がいる場合、別途「子の加算」があります。

現在年金を受給されている人には、6月上旬に日本年金機構より年金額についてのお知らせが送付されます。ご自身の詳しい年金額についてはそちらでご確認ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

過去5年以内に納め忘れのある保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、特例で納めること(Ⅱ後納)ができます。(本来、保険料は2年を経過すると時効により納めることができません)後納制度を利用することで、将来受け取る年金額が増額したり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が受給資格を得られる場合が

あります。

利用希望者は年金事務所へお問い合わせください。

※60歳以上で老齢基礎年金を受給している人は利用できません。
※過去3年度以前の後納には、当時の保険料に一定の加算金がつきます。

★市民課国民年金係 ☎ ⑤1114、市民福祉課市民税務係 ☎ ②1333、熊谷年金事務所 ☎ 048-522-15012



「学生納付特例制度」の受付を開始しました

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し、保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく、保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間(Ⅱ受給資格期間)に算入されるうえ、病気や事故などによる障害・死亡のときの障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されず、4月より平成30年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。

※申請は、毎年度必要です。
対象 前年所得が一定額以下の学生

手続先 市民課(市役所1階)・市民福祉課(アスピーアこだま内)

用意 年金手帳又はマイナンバーカード(もしくは通知

カードと運転免許証等の本人確認書類)、印鑑、申請年度の学生証(コピー可)。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー)又は在学証明書

追納をおすすめします!

保険料の免除等を受けていた期間は、受給資格期間には算入されますが、将来受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

ただし、この期間は10年以内であれば後から保険料を納めること(Ⅱ追納)ができ、追納すると初めから納めていたのと同じ扱いになり、受け取る年金額は減少しません。※3年度目以降の追納は、当時の保険料に一定の加算金がつきます。

対象 過去10年以内に、免除、納付猶予(若年者納付猶予)、学生納付特例を受けた期間のある人

手続先 市民課・市民福祉課

用意 年金手帳又はマイナンバーカード(もしくは通知

本人確認書類)、印鑑

受け取る年金額を増やすには

付加保険料の納付

毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」です。※付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなります。※国民年金基金加入者や保険料の免除等を受けている人は利用できません。

付加保険料を20年間(240月)納付した場合
・付加保険料の総納付額
400円×240月
= 96,000円
・将来受け取れる付加年金額
200円×240月
= 48,000円(年額)

対象 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者(65歳未満)

手続先 市民課・市民福祉課

用意 年金手帳又はマイナンバーカード(もしくは通知

市民税・県民税のお知らせ

★課税課 ☎ ⑤1123

▶平成30年度市民税・県民税税額決定通知書及び納税通知書を発送します

給与から特別徴収されている人には、5月中旬に税額決定通知書を勤務先へ、普通徴収及び公的年金から特別徴収されている人には、6月11日(月)に納税通知書又は税額決定通知書を発送します。

▶平成30年度(平成29年分)所得・課税証明書の発行について

平成30年度(平成29年分)所得・課税証明書は、6月11日(月)から発行を予定しています。所得・課税証明書を発行できる人は次の①～④に該当する人です。該当しない人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を発行できません。収入がない人、家族の扶養になっている人も同様です。

- ①市民税・県民税申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人
- ④公的年金等支払報告書が市へ提出されている人

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、申告後発行まで1か月程度かかる場合もありますのでご注意ください。

▶市民税・県民税の納税方法

●普通徴収

納税義務者本人が納付書又は口座振替により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で納める方法です。

●給与からの特別徴収

給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。

●公的年金からの特別徴収

日本年金機構などの年金保険者が納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を天引きし、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回で納税義務者に代わって納める方法です。平成30年度も引き続き対象者となる人は、前年度の納税通知書又は税額決定通知書に記載されている税額が4月、6月、8月支給の年金から天引きされます。

※4月1日現在、65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている人は、公的年金からの特別徴収対象者となります。なお、初めて特別徴収が開始される年度は、10月支給の年金から天引きされます。